

令和4年1月20日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 20号



2022年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

●現在、未成年の方は生年月日によって新成人になる日は次のとおりです。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

●成年に達すると一人で契約ができます。

携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると親の同意がなくても、こうした契約が自分一人で行えるようになります。

●成年になれば未成年者取消は行使できません。

一方で成年になれば未成年者取消は行使できなくなります。一般的に一旦、成立した契約は一方的に解約することはできません。

契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がありますので、契約に際しては契約書などをよく確認し慎重に臨みましょう。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん